

平成22年第5回（11月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成22年 11月24日 開会
平成22年 11月24日 開会

東伊豆町議会

平成 2 2 年第 5 回 東伊豆町議会臨時会 会議録目次

第 1 号 (11月24日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議案第66号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
○議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	7
○閉会の宣告	9
○署名議員	11

平成22年第5回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成22年11月24日(水)午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第66号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員(12名)

1番	内山 慎一 君	2番	飯田 桂司 君
3番	村木 脩 君	5番	藤井・明 君
6番	森田・治 君	7番	西村 弘佐 君
8番	鈴木 勉 君	10番	山本 鉄太郎 君
11番	八代 善行 君	12番	居山 信子 君
13番	定居 利子 君	14番	山田 直志 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太田 長八 君	副 町 長	鈴木 新一 君
教 育 長	飯田 伊三男 君	総 務 課 長 兼 防 災 監	田村 正幸 君
企画調整課長	吉野 竹男 君	税 務 課 長	石原 邦彦 君
住民福祉課長	西尾 清 君	健 康 づ くり 課 長	木田 和芳 君
健康づくり課 参 事	中村 健司 君	観 光 商 工 課 長	稲葉 彰一 君
建設産業課長	上嶋 智幸 君	建 設 産 業 課 官	山口 誠 君
教育委員会 事 務 局 長	齋藤 容一 君	消 防 長	平山 隆 君
水道課長	鈴木 秀人 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鳥澤 勇 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木 弥一 君 書 記 岡 田 賢 一 君
書 記 中 山 美穂子 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（八代善行君） 皆様、おはようございます。

平成22年東伊豆町議会第5回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、職員の給与改定に関する条例の一部改正案、また特別職の給料等に関する条例の一部改正案がそれぞれ上程されております。

なお、当局より地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成22年度稲取中学校大規模改造工事（建築工事）変更契約に伴う専決処分の報告がございました。お手元に配付したとおりでありますので、御確認いただきたいと思っております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成22年東伊豆町議会第5回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（八代善行君） 町長よりあいさつをいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第5回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

先月末、大型で発達した台風14号が関東・東海地区に接近し、晩秋の収穫期にある農作物への被害が心配されましたが、特に被害をこうむったという報告も受けておらず、安堵いたしております。

住民生活への被害は特に報告を受けておりませんが、二、三の人家で強風により屋根等をまくられたとの通報があったほか、倒木等により数カ所で通行の妨げが生じましたが、各区や建設業者等の協力を得て、難なく処理することができましたことに感謝いたします。

本日の臨時会の開会でございますが、人事院は国家公務員と民間の4月分の月例給を調査し、精密に比較して得られた較差を埋めることを基本に、給与改定の勧告をうたっております。特別給、つまりボーナスについても民間の特別給の過去1年間における支給実績を正確に把握し、民間の支給割合に公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告が行われております。

本年度における勧告の骨子は、月例給において40歳以上の職員が受ける号俸以上の俸給月額を引き下げる必要があること、特別給である期末・勤勉手当については民間の年間支給割合に見合うよう年間支給月数を0.2カ月分引き下げるなど、国内の経済情勢を考慮等した勧告となっております。

また、特別職の期末手当につきましても同様の措置を講ずることといたします。

さらに、給与構造改革と同時に勧告されております公務員の定年延長に向けた制度の見直しにつきましては、公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成25年度から定年を65歳に達するまで3年ごとに1年引き上げることで、定年延長に伴う給与制度の見直しなどが盛り込まれております。

例年、賀茂郡各町との意見交換を図り、おおむね同様の措置を講じておりますが、各町の諸事情もあり統一した措置を講ずることは控えております。当町の改定内容につきましてはさきの議会全員協議会でもその概要を御報告申し上げておりますが、後ほど議案が上程されてから詳細を御説明申し上げたいと存じております。

日本列島、秋の気配を感じたかと思えば、寒気の襲来により紅葉に彩られた山々もカンカが覆うなど、気候が一定しない日々を過ごしております。間もなく気ぜわしい師走の時期を迎えますが、町民並びに議員各位におかれましては、季節の変わり目の気候の変化に体調を崩さぬよう健康に御留意いただき、御活躍を祈念申し上げまして臨時会開会のごあいさつとさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八代善行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、村木議員、7番、西村議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（八代善行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第66号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（八代善行君） 日程第3 議案第66号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第66号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

8月に行われた国家公務員の人事院勧告に伴い、給与条例を改正するものであります。改正内容につきましては、中高年齢層の給料表の引き下げ改定と期末・勤勉手当合わせて0.2カ月分を引き下げるものでございます。詳しくは総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（田村正幸君） それでは、ただいま提案されました議案第66号 東伊豆

町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、8月の人事院勧告並びに10月の静岡県人事委員会勧告を考慮して、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数などを引き下げるることについて、給与条例の一部を改正するものでございます。職員の給料月額は12月支給分から改定し、中高年齢層、つまり40歳以上の給与を中心に、俸給表の引き下げ改定を行うものであり、その平均改定率は平均で0.1%減額するものでございます。

これらの改正につきましては、改正条文の別表第1及び別表第2において改正した給料月額で掲載してございます。減額幅はおおむね200円から500円の幅となっております。

次に、期末・勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.2カ月減額するものでございます。これは、昨年度に引き続き支給月数を減額するものでございます。この改定によりまして、6月に支給する期末・勤勉手当は1.9カ月、12月に支給する期末・勤勉手当は0.05カ月となりまして、年間で3.95カ月となります。

それでは、改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。

なお、改正箇所にはアンダーラインが引かれております。左側が改正前、右側が改正後となっております。

改正条文に第1条関係と第2条関係とがございますが、第1条関係は平成22年度分に関する改正を、第2条関係は平成23年度以降の改正となっております。

まず、改正条文第1条に関する改正でございます。第15条の5第2項は、一般職の職員の期末手当について12月の支給月数を減額改正するものでございます。平成22年度分は12月支給分で調整することとなりますので、6月分は支給済みであるため改正いたしておりません。12月分の期末手当分につきましては、100分の150を100分の135に改めます。

次に、第3項は、再任用職員も同様に12月分の期末手当を100分の85を100分の80に改めるものでございます。

第15条の8第2項につきましては、勤勉手当について支給月数を減じるものでございます。第1号において、一般職の職員分100分の70を100分の65に減じ、次のページ第2号では、再任用職員の分を100分の35を100分の30にそれぞれ0.05カ月減じるものでございます。

次の条文は、改正条文第2条の関係でございます。

まず、第15条の5第2項は、一般職の職員の期末手当につきまして、6月及び12月の支給月数を改正するものでございます。6月分の期末手当100分の125を100分の122.5、0.025カ月を減額するものでございます。一方、12月分につきましては、第1条において6月分を含

めて調整した減額月数としておりますので、100分の135としたものを100分の137.5に改めることとなります。

第3項の再任用職員分につきましては、読みかえ規定に係る部分の改正でございます。

第15条の8第2項につきましては、勤勉手当の支給月数を減じるものであり、第1号で一般職の職員分100分の65を100分の67.5に改めます。次のページ、第2号では、再任用職員分100分の30を100分の32.5にそれぞれ改めるものでございます。支給月数が増になりますが、第1条関係で6月分を含めて調整した関係がございますので、実質的には減額いたしております。

なお、施行日でございますが、第1条の規定は平成22年12月1日、第2条の関係が平成23年4月1日でございます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議を願います。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（八代善行君） 日程第4 議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

職員の人事院勧告による期末手当の引き下げに伴い、町長、副町長、教育長の12月期及び6月期の期末手当の支給率を合わせて0.2カ月分引き下げる内容でございます。詳しくは総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 総務課長。

○総務課長兼防災監(田村正幸君) それでは、ただいま提案されました議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

町長と特別職で常勤の者の期末手当支給月数につきましては、一般職の引き下げに合わせて年間支給月数を0.2カ月分減じて、年間支給月数を3.95カ月にするものでございます。

改正条文の第1条は、平成22年度の期末手当支給月数の減額を規定するものでございます。12月支給分の100分の220を100分の200に減額し、6月分と合わせて調整を図るものでございます。

第2条の改正は、平成23年度の期末手当の支給月数をそれぞれ改正するものでございます。6月分を100分の195を100分の185に減額し、12月分は100分の200を100分の210に改めるものでございます。12月分は支給月数が増になりますが、第1条で6月分を含めて調整した関係でございますので、実質的には減額いたしております。

ただいまの改正内容を新旧対照表で改正箇所を下線をしてございますので、御確認をお願いします。

なお、施行日ですが、第1条の規定が平成22年12月1日、第2条の規定は平成23年4月1日といたします。

以上、雑駁ではありますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(八代善行君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(八代善行君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(八代善行君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしましたので、平成22年東伊豆町議会第5回臨時会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦労さまでした。

閉会 午前 9時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____